

第三節 行政区画と和泊村の発足

一 分担制度の変遷

明治六年、与人を戸長、間切横目を副戸長と改称。明治十二年二月戸長事務所を戸長役場と改称。

1 明治十三年八月十四日、戸長所轄全高十二分担、役場敷地および役場建築費は村の負担、俸給、旅費、小使給、筆墨薪等は県税支弁、官選戸長の下に用係一名配置。

戸長および所轄は、次のとおりである。

方	役場	戸長	所轄 (村)
和泊	国頭 和泊	沖島曾謙 沖利有	国頭・西原・出花 和泊・和
玉城	手々知名 城	撰玄碩 沖利経	手々知名・喜美留 玉城・根折・畦布

西	東	
後上田 蘭城皆	余多 芦清良 瀬利覚 大津勘	内城
甲東生	安藤佳竹 市来惟信	東一元
後蘭・谷山・久志検・赤嶺	田皆・正名・島尻 上城・下城・瀬名・永嶺	内城・大城・皆川・古里

2 明治十四年九月二十七日、戸長所轄六分担に改正の達示あり。もつとも六戸長とも事務は和泊村役場一カ所において取り扱うこととなる。戸長(官選)および所轄は次のとおりである。

和泊村外六村 沖 利有
 和泊・和・手々知名・喜美留・西原・国頭
 玉城村外六村 沖島曾謙
 玉城・畦布・根折・内城・大城・皆川・古里
 余多村外五村 沖 利経
 余多・上平川・下平川・屋者・芦清良・黒貫
 瀬利覚村外四村 町田実矩

瀬利覚・知名・屋子母・大津勘・徳時
 田皆村外四村 安藤佳竹
 田皆・正名・島尻・下城・上城
 後蘭村外五村 撰玄碩
 久志検・赤嶺・後蘭・谷山・永嶺・瀬名
 3 明治十六年四月、戸長所轄を和泊方・東方・西方の三カ所に分担せらる。戸長(民選)および所轄は次のとおり。

和泊方 戸長沖島曾謙(月俸九巴)
 国頭・西原・出花・和泊・和・手々知名・喜美留・玉城・根折・畦布・内城・大城・皆川・古里
 東方 戸長沖 利経(月俸九巴)
 余多・上平川・下平川・芦清良・黒貫・屋者・瀬利覚・知名・大津勘・徳時・屋子母
 西方 戸長安藤佳竹(月俸八巴)
 田皆・正名・島尻・上城・下城・瀬名・永嶺・後蘭・谷山・久志検・赤嶺

4 明治十九年十二月十四日、さらに戸長所轄を二区分して、一は和泊村外十七カ村、戸長役場を和泊村に置き、一は知名村外十七村役場を知名村に置く。戸長お

沖永良部島行政区画変遷図
(永吉毅氏作図による)



よび所轄は次のとおりである。

和泊村外十七ヶ村 戸長土持政照 (年俸式百貳拾円)
和泊・和・手々知名・喜美留・国頭・西原・出

花・畦布・根折・瀬名・永額・谷山・後蘭・内
城・大城・玉城・皆川・古里

知名村外十七ヶ村 戸長操 坦勁 (年俸百拾円)
ただし、明治二十年十二月、知名村戸長役場庁舎建設、

翌二十一年一月二十七日開場式施行。明治二十六年十一月九日和泊方戸長土持政照辞職につき、知名村戸長操坦勁が和泊戸長に転じ、沖利経が知名戸長に任命された。

5 明治四十一年四月一日、大島郡に島嶼町村制施行さる。
〔県令第十七号〕

来る四月一日より大島郡に「沖繩県及島嶼町村制」施行に付、村名称及其区域並村役場位置左之通之を定む。

明治四十一年三月二十日

鹿児島県知事 坂本鈺之助

従前全三十六カ村ありて各一村として立ち、若干名の村議員を置いて一村費を評議し、この中から連合村会議員を互選して一カ村すなわち今の一村の議事機関を組織

していたものであるが、島嶼町村制実施に当たり、これらの村はすべて大字と称し、和泊村・知名村の二村となる。行政区画は現今と異ならず。

和泊村長 (官選) 土持綱安
収入役 木藤貞亮

知名村長 (官選) 操担勁
収入役 新納直定

従来、村会議員各十八名なりしも、今回より各十名となる。

6 大正九年四月一日より普通町村制実施、これ本郡民が初めて全国民一般の待遇を受けたわけである。このため、和泊・知名村会議員定員各二十四名となり、六月二十六日選挙。

七月八日和泊村長沖元綱

助役山口禎善

収入役木藤貞亮

七月六日知名村長新納直定

助役東前広

収入役岡本安広

選挙および選定をなす。